

第十五回国 参議院農林委員會會議録第十六号

昭和二十七年十二月二十三日(火曜日) 午前十一時三十五分開会

委員の異動

十二月二十二日委員石原幹市郎君辭任につき、その補欠として山本米治君を議長において指名した。本日委員加賀操君及び山本米治君辭任につき、その補欠として石原幹市郎君及び赤澤與仁君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君 三橋八次郎君 東 隆君
委員 池田宇右衛門君 石原幹市郎君 西山 龜七君 宮本 邦彦君 森田 豊壽君 楠見 義男君 島村 軍次君 藤野 繁雄君 羽生 三七君 岩崎正三郎君 小林 亦治君 小林 政夫君

- 委員外議員 農林政務次官 松浦 東介君 農林省農林 小倉 武一君 経済局長 常任委員 安樂城敏男君 事務局長 会専門員

常任委員 倉田 吉雄君 会専門員

本日の會議に付した事件

○農林漁業金融公庫法案(衆議院提出) ○農山漁村電氣導入促進法案(衆議院提出)

○委員長(山崎恒君) それではこれより農林委員會を開会いたします。速記を止めて下さい。 午前十一時三十六分速記中止

午前十一時四十八分速記開始

○委員長(山崎恒君) 速記を始め、農林漁業金融公庫法案を議題といたします。 本法律案は衆議院におきまして、お手許にお配りしておきましたような修正が加えられて当院に送付され、去る二十日本委員會に本付託となりまして、なお衆議院農林委員會においてお手許にお配りしておきましたような附帯決議が行われております。本法律案の審議について小林大蔵委員から委員外発言を求められておりますが、これを許すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○委員長(山崎恒君) 御異議ないようでありますから、小林さんに發言を許可いたします。 ○委員外議員(小林政夫君) これは先般大蔵委員會でも一応駁却を押しまして、提案者並びに政府委員からその言質を得たのでありますが、特に將來とも當農林委員會においてその公庫関係の法案が審議されると思っておりますので、

重ねて念のためお尋ねしておきますが、第四条の資本金の問題であります。こういう書き方でございまして、資本金の額がわからないのであります。これは開業銀行法であるとか、或いは輸出入銀行法等大蔵委員會にかかりましたところの金融関係の法案の審議の際にも常に問題になつて、予算を見ればわかるじやないかというようない一應政府側の答弁もあつたように聞いておるのであります。やはり法律においておはつきり資本金は、当該金融機関の資本金を明示しておく必要がある、こういうことで、こういう書き方をするといたしますならば、この公庫の資本金は「金額を差引いた額」何々何々、それから「第三十二条第五項の規定により」云々、その金額何々との合計云々というふうな書き方にして頂いて、更に將來増資等によつてこの資本金を殖やす場合においてはその都度法律改正の案を出して、はつきりと資本金額を法律においても訂正してもらつて、ういふふうに大蔵委員會としてはその都度考へて、万一違つた提案があつた場合にはそういうふうな訂正をして参つたのであります。この点について念のため當委員會においても一応關係者に質疑をいたしておきます。

○政府委員(小倉武一君) 第四条の資本金につきましては、質問の趣旨のようにならざる資本金というものを明確にいたす必要がございますのであります。特別会計から公庫に移ります際

に、今から資本金を厳密に計算いたしますことは非常に困難であります。また、かかる規定に相成つたのであります。値上り或いは未払、未収の利息にいたします。こういう形にいたしたのでございまして、とにかくこれが確定した次第資本金を法律上明定いたしまして、お話のように將來増資といたすことがございまして、その都度改正するといつたような方針で行きたいと存じております。

○委員外議員(小林政夫君) その前の第三条第二項によりまして、「必要な地に從たる事務所を置くことができる」ということであります。その公庫の建前は直接貸付けをおやりになる建前であるかどうか。 ○政府委員(小倉武一君) この法律の建前は公庫が直接やることになりまして、なお必要なきときに業務の一部分を他の金融機関に委託できるということに相成つておるのであります。従いましてお尋ねの趣旨は今後の運用の問題と存するのであります。貸付の決定という責任は公庫がいたし、その他の貸付の申請の受理、審査及至債務の取立てといつたようなことにつきましては、はば現在特別会計でいたしておられますように他の金融機関に委託して参りたい、かような考へが差当たり考へておるところであります。従いましてここに從たる事務所を置き得るというふうなことになるのであります。けれども、近き將來に直ちに從たる事務所を全国的に置くというふうなことは必要がないじやないかと、かように考へておるのであります。

○委員外議員(小林政夫君) 貸付の決定は公庫においてやる。又前回の大蔵委員會における私の質疑に対しても融資の決定については當銀行が全責任を持つ、即ち總裁以下の役員は全責任を持つてやるのであるということであり、持たす、一応のお答えとしてはそれで結構ですが、實際の運用面においてこれもいわば全額政府出資であつて、行政官庁の意向を相当尊重して貸付しなければならぬ面も出て来るのであります。非常に問題になると思ふ。開業銀行においても非常にとかくの臆測が行われておつて、大蔵委員會においてはその都度問題になるのであります。性格的には開業銀行と同じように公庫の總裁、理事等において實際において融資決定の際にどういふ手続並びに方法をとられるのであるか。その最終の責任は全部總裁において負うということであり、その運用の仕方について構想をお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 貸付の決定につきましては公庫の責任なり行政官庁との関連におきましての御質問と拝聴いたしましたのでございまして、これは法文にも現れておりますように、官庁或いは主務大臣といつたところは業務方法書の認可といつたところで行きたい。なお具体的な貸付決定と申しますか、この公庫の貸付の対象になりますような

であります。なお法人等に政府が出資する場合の取扱につきましては、法律に委ねます。やはり政府が出資をいたしますその出資に対して民間出資と差別をしてはいけない、こういう趣旨の法律という場合に了解いたしましたので、政府が金を貸すという場合には、この貸付金の利息につきまして字句通りに取扱わなければならないという趣旨では必ずしもないと思っております。かような規定でよろしいのではないかと、かように存じておるのであります。

○委員外議員(小林政夫君) そういう解釈に政府としては統一されたわけですね、確信を持って今日は答弁されたわけですね。

それからこれはほかの委員のかたに問題を申上げなかつたので御了解しにくいかと思ひますが、二十四条の三項において「前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができ、これは同様な規定が国民金融公庫法にもあるのですが、一方に法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律というのがありまして、政府は特別にそれが政府出資の法人であれ、一般私法人であれ、この法案に対して特別な財政援助をするという事はできない」という意味の法律なのであります。

で、それと抵触しやせんか、若し抵触すれば、その法律は一応排除するといふことを一応はつきり言わなければならぬという質問をしたわけでありまして、それに対して今のような法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の解釈を、出資金の配当その他の取扱いに限るといふような意味に政府としては解釈するということの御答弁

でありますか。

○政府委員(小倉武一君) 御指摘の法律の主務局と申しますか、その局は初めて私も知つたのであります。主計局だそうなので、主計局と至急打合してみたいと思ひます。

○農村軍政君 ちよつと関連して小林さんにお伺いするのですが、いろいろ大蔵委員会で仔細に御検討になつておるようでございますが、予算としてで国民金融公庫でこの前例があるといふことで伺つておるのですが、国民金融公庫のこの法文を大蔵委員会で公庫のどの法文を大蔵委員会で決定されておるか、その決定が結局これにも及ぶと思ひますが、甚だ申訳ないのですが、大蔵委員会で御決定になつておる公庫の解釈ですね、了承されておる公庫の解釈をお伺ひしたい。そうすると我々審議するのに非常に参考になるわけでありませうから。

○委員外議員(小林政夫君) 私が議院に席を置く前にそのほうはできておりました、これをあとで先般気が付いたので、こつちのほうに私は先に気が付きました、あとから国民金融公庫にもこれと同じ規定があることを知つた。そこでまあ同じ政府でありますから、当然主計局と相談の上でそのとき一応答弁は留保されたのであります。今日は簡単にその結果を聞きたいといふことで聞いたのであります。だから今のお話だと甚だ怠慢だと思ひます。第二十九条の「公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。」こつちのほうはやはり政府機関であるから、法律関係は法務大臣にやらして、その主務大臣をこの法

律問題に限つて法務大臣にする、こつちのほうは実際の運営上差支えないものですか。

○政府委員(小倉武一君) 監督につきましても主務大臣はこれは現在融通法と同じように農林、大蔵両大臣が監督をするのでございませうが、公庫となつて、独立の法人でございませうので、多少とも関係あることにつきましてはそれの主務大臣である法務大臣が監督するといふことが適當ではないかといふふうな考へておるのであります。

○委員外議員(小林政夫君) それは私ももう少し研究してみたいと思ひますが、御答弁としてはその通りであります。それから次の二項の「監督上必要な命令をすることができ」といふこと、その命令の内容は一体どういふことを予想しておられるか。

○政府委員(小倉武一君) この「監督上必要な命令」と申しますのは、主務大臣が公庫に対して認可をする、或いは届出をするといふたようなことがございませうので、その認可をする場合或いは届出をする場合に、附带的に必要な事項が考えられます。で、そういう意味で「監督上必要な命令」といふことの規定があるのかと思ひます。

○委員外議員(小林政夫君) 先ほどの趣旨でこの貸付方がよろしくない、なまぜこやみといふところへ貸したのだといふふうなことは、この条項では予想しておられない、こつちのことです。

○政府委員(小倉武一君) 貸付のいたし方が悪いといふことを以ちまして、その貸付の決定を取消すといふたよ

うなことは考えられないと思ひます。ただ貸付の決定が悪いからといふことで主務大臣が注意をするといふことは、これは技術問題としておられると、かように考へておられます。

○委員外議員(小林政夫君) そこが非常に大蔵省銀行局のような立場で、非常に特にこれが政府機関でありますので、この監督規定の運用によつては、何一つ主務大臣の意に反したことはできないといふようなことになるので、その命令については相当運用上慎重に考へないといふけないのじやないかと思ひますが、余り個々の内容に立ち入り過ぎるといふようなことは、やはりこの公庫の自主性を喪失するからして、相当命令の発動については慎重な考へが望ましいと思ひますが、その扱ひ方、手続等について、もう少し詳細にお話願ひたい。

○政府委員(小倉武一君) この監督上必要な命令についての御質問の趣旨については、私も全くさう考へておられます。従いまして先ほど申し上げたと触れましたように、この「監督上必要な命令」をすることができるといふ条文以外に主務大臣の監督の権限と申しますか、これを具体的に法律上示してありますところを十分達成するといふ意味で、必要なものを具体的に個々に当然考へられるべきであるといふふうなことは考へておるのであります。例えば業務方法書の認可でありますとか、或いは資金計画の認可でありますとか、そういう借入をするとか、資金の借入をするといふたような場合には、主務大臣の認可或いは認可と書いたところにございませんでも、

法律上公庫がどうしなければならぬといふふうな規定がございませうが、勿論それに違反すれば罰則といふこともございませうが、罰則があるからといって、それを直ちに罰則と切離して主務大臣がその過誤を直すような必要な措置をとるか、かような意味であります。かように存じておられます。

○委員外議員(小林政夫君) 次は補則の第三十二条の第四項復金融資の引継分を開發銀行から借受けることになつておるのですが、この開發銀行に対して利子は一体どの程度か、かように予定しておられるか。

○政府委員(小倉武一君) これは政令で定めまして、それによりまして開發銀行と話し合ひしなければならぬのであります。大体引継ぎました債権から生じます利子を払うといふこと、突取をした利子を払うといふことになつておるのであります。

○委員外議員(小林政夫君) 今大体どの程度。わからないとおつしやいますか。

○政府委員(小倉武一君) 御指摘のようになつておることで何分何厘といふことをまだきめておりませぬのであります。が、政令で定められたところによりまして、公庫と開發銀行が話し合つてきめるといふことになつておると思ひます。

○委員外議員(小林政夫君) 次に第五項であります。これは開發銀行法を我々審議したときはこつちの規定があつたのであります。やはり見返資金の帰属がはつきりするまで、こつちの趣旨で理解しております。

て二割ということにいたしておるのであります。勿論この二割は公庫が充足いたしました場合に適正であるかどうかということになりますと再検討しても私はよろしいと思っております。

○藤野繁雄君 大分古い話であります。農林中央金庫の損失補償の法律ができて、そうしてよ／＼損失補償をしようという段階になつた際において、政府が予定しておつただけの補償はする必要はないということで話が済んだようでありました。この点、私お尋ねたいのは大体において二割の保証をやるのであるけれども、その保証をやつた事件について特殊の事情があつたら、その二割というものは、二割以内で總裁が適当に処理していいのであるというふうな、若し二割というものを定めたらばそう考へていいかどうか、これをお尋ねしたいと思ひます。又そういうふうなことになつたら監督官庁である政府としては損失を起したところの原因が相当の理由があるというところであれば、二割のは全く保証はさせないというふうなこともできるかどうか。又そういうふうなことをやらせる可能性がどうかと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 勿論可能性というところではあります。御趣旨の申すところは、公庫みずからやれば、これは場合によれば一〇〇%政府が損しなければならぬという点もあるものでありますから、仕事のやり方、受託の仕方如何によつてはそういうこともあり得ると思ひます。

○藤野繁雄君 ところで衆議院の農林委員会が決定されておる問題に關係があるのであります。中央金庫その他の金融機關に業務の委託をされる場合に於いて、その業務の委託を受けたものが長期間に亘つて二割ぐらゐの債務保証はできるかと考へて金融機關に課せられるのであるが、この決議は、業務内容の健全な信用農業組合は二割ぐらゐなら債務保証はできるというのか、それを認定される最小限度のものであるかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 衆議院の御決議に健全なというふうな附加えられたゆゑのものは、恐らく御指摘のうちに、委託機關になれば保証というふうな問題が生ずるといふことも考へての上だといふふうな考へております。従ひましてそれまで特別會計が金融機關に委託しておりましたやうなふうと同じやうなやり方で、公庫が金融機關に委託して参る、こういうことになりまふといふと、そこに同じやうな保証は出て参りますので、非常にもその關係が公庫と金融機關との間に生じて参りますれば、これはこの決議の内容のしかた如何によるのであります。今まで委託しておりました關係の機關と同じやうな意味において信託が委託と同一の心配がそういうやうな條件と同一の心配が、形容詞が分つておるのであります。従ひまして今までの委託、委託と違つた方式が若し考へられるとすれば、信託のうち特定のものを選び出して使用するといふのではなくて、全面的に使用すると思ひますか、委託するといふことも考へられなくはない

といふふうな考へております。

○藤野繁雄君 第二十一条の事業計画であるとか或いは資金計画であるとかいうことではあります。公庫ができた後にはどうなるか、又できるのではありませんか、今示された表によつて見ますと、年間二十八年度は四百億、こういふふうなことでこの四百億は、全部政府の投資によるというふうなことになり得ると思ひます。その、二十四年度にさうなお話があつたのであります。政府からの借入金、といふものは大体予想しておられたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 公庫の資金といたしましては、これは御承知の通り現在昨年と本年合せまして三百二十億になつております。そのうち、借入金のほうが百七十億、それから繰入れのほうで百五十億といふことになつたのであります。資金運用部、それから見返資金から借入がいたされておるのであります。今後恐らく借入のほうは資金運用部のほうが大部分になると思ひます。来年度におきましてもさうな意味で相当部分はやはり借入金に仰がなければならぬ、こういうふうな思つております。

○藤野繁雄君 そうすると第二項で政府は公庫に対して資金の貸付をすることができ、こう書いてあるのではありませんか、第一項は借入で、第二項は貸付であるのではありませんか、貸付といふのは、政府が積極的になす業務であるし、借入のほうは公庫が借入れますといふて借りる。こういふように第一項の資金と第二項の資金は区別があるかどうか。そして第三項においては、第

二項の貸付をする場合において利息を免除することができるとか或いは公庫に有利な条件を附することができるとかになつておるとか、政府に対して積極的に資金を貸付ける場合には、三項のような好条件があるとか、第一項のほうで借入をする場合には、そういうふうな好条件はないかどうか、それを御尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 御趣旨のよ／＼な深い意味は実はないのでございまして、第一項のほうは公庫の能力として、政府から借入れる能力がありといふこと、第二項は政府が又執行部に貸付ができるという、能力といふこととまづいのですが、政府が優先的にできるということを鮮明にしたわけでありまして、従ひまして第三項の利息の問題については共通であるといふふうな理解してあります。

○藤野繁雄君 過般小笠原農林大臣から食糧供給の促進について委員会で説明されたのであります。その説明によつてみますと、昭和二十八年度から三十二年度までの第一期五カ年計画で国家支出が三千二百四十六億、融資が千七百二十億、これが来年度予算に計上されるというふうなことを述べられておられるのであります。二十八年度の分についてこの公庫を通じて出される金額はどのくらいあるかと考へておられるか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 来年度公庫の資金の枠として四百億を要求しておるのであります。その金額は只今お尋ねのございました増産計画にマッチして、増産計画のうち所要資金として融資に仰ぐべきものは大体前提

としてそれが賄えるように考へておるのであります。

○藤野繁雄君 そうするといふと、融資の多い少いといふやうなことで公庫の一年間の損益が出るといふやうに考へるのであります。大体において二十八年度の公庫の損益はどのくらいか、御見当であるか、目論見があつたら大要を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 公庫の予算はまだ大蔵省との話がついておりませんので、詳細なことは用意していませんが、基本になることを申し上げますといふと、公庫の資金がただで入つて来る資金、即ち一般會計から繰入れになる資金と借入れになる資金といふのがございまして、この資金の利息等をみますといふと、六分弱になるのではないかと、又そういうふうな思つておられるかと、又そういうふうな思つておられるか、他方支出のほうであります。一つは未払金、借入金に対する利息、それから受託手数料、その受託手数料がいろいろ金額により、或いは去年度、次年度以後によつて違つておるのであります。平均して二分五厘と抑えれば大丈夫、実績はもう少し少いようでありまして、それから公庫の事務費を合せましてはほとん／＼になる、こういう予定をしておるのであります。

○委員(山崎恒君) 他に御発言があれば、他に御発言もないやうです。質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

第九部 農林委員会會議録第十六号 昭和二十七年十二月二十三日【参議院】

それでは只今より討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

○補見義男君 私は今議題になつておられます農林漁業金融公庫法案について賛成するものであります。ただこの法律に賛成の意を表するに當つて、若干の特に強い希望意見を申添えておきたいと思つてあります。その点は先づ第一点は、先ほど速記のないときに松浦農林政務次官と問答いたしましたのであります。従来議員立法に對して政府のこれの予算的な裏付、或いは執行上の誠意乃至熱意に對して甚だ遺憾なことでありませぬけれども、非常に現状は不十分な憾みが多いのであります。私はこの点は先般質疑応答のときにも申し上げたのであります。政府は食糧自給計画を事実実行するに當つて、明年度以降五年間に資金の面だけでも千億以上の資金計画を立てておられ、そういうものを入れて、明年度は資金需要を四百億とみておられるのであります。ところが一方その資金の供給源である国全体の状況は必ずしも従前に比してその余裕があるようにも思へません。先ほどこの委員会の委員の羽生委員が、予算委員会で大蔵大臣にこの農林漁業金融の問題について質疑を交わされたのであります。その際に大蔵大臣は、望むらくはこういふ面に対する資金は成るべく少くなることを望み、又そういう傾向を欲するといふようなことのある答弁があり、それは農林漁業の資金の現状から考へて又将来に照らして甚だ遺憾である、そういうことを考へられては困るといふこととで、羽生委員と大蔵大臣との間に質

疑が交されたような実情であります。従つて一方から言へば、これは甚だ変なことを申すやうであります。議員立法なるが故に政府の責任が軽くなるやうな従来の仕来りも改めてもらひたい。この法律を、政府が政府みずからの責任において提案したと同様の決意と誠意を持つてこの法律施行に當られたい。具体的に言へば、特に資金需要量を充足するために資金供給源である政府が考へになつておられるように増大することに最善の努力をしてもらひたい。このことが先づ第一の、而も非常に重要な要望であります。

第二の点は、これも先ほど速記のないときに経済局長と私と問答した点であります。衆議院の農林委員会に付せられた附帯決議の運用、特にその第一項の運用については系統金融機関の間に混乱の生ずることのないやうに、又そこに累税或いは府県税といふことメドがつきにくいためにいろいろ／＼な混乱が生ずることを未然に防ぐやうな、先ほど経済局長がお述べになつたやうな趣旨のこと、運営上留意してもらひたい。

第三点は、これは島村委員が触られた点であります。従来農林金融の点については、農林中央金庫においてもそうであるが、一般的に非常に事務が複雑である。そういう又時期を失する憾みがないとしないのであります。従つて事務簡素化は勿論であります。この融通については適正且つ迅速にこれの取遣ができるやうにこれ又最善の努力をして頂きたい。この三つの希望意見を付しまして賛成をするものであります。

○委員長(山崎恒君) 他に御発言ございませぬか。別に御当言もないやうでありますから、討論は結局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員(小倉武一君) 提案理由につきまして補足的なことを少し御説

○委員(山崎恒君) 御異議ないと認

○委員(山崎恒君) 全会一致でござ

○委員(山崎恒君) 御異議ないと認

○委員(山崎恒君) 御異議ないと認

○委員(山崎恒君) 御異議ないと認

○委員(山崎恒君) 御異議ないと認

○委員(山崎恒君) 御異議ないと認

明いたします。法案でございますが、農山漁村の電気導入につきましては御承知の通り終戦後これがいろいろ／＼實際上、行政上の軌道に乗つて参つたのであります。最初は御承知の通り昭和二十五年に見返資金から金額は僅かでありましたが七千三百万円、この小水力発電のために融通されたのであります。そのあとは、只今議題となつておりました公庫の前身となります融通法によりまして昭和二十六年度におきましては四億九千万円の資金の枠で融通いたしておつたのであります。本年度になりましてからは、本年この枠が七億五千万円と相成つております。なおこの小水力につきましては、相当の資金の需要がございまして、この需要の希望がどの程度であるかといふことも参考資料のほうに載つてございまして、そういうやうにこの電化のための資金の需要がだん／＼殖えて参りますし、それから未電燈部落の解消といふことが農民生活ばかりでなく、生産力の拡充にも非常に役立つといふことであるので、今回の法案提出になつたものと思ひます。そこで融通法について申し上げます、初めの一条は、目的であります。二条、三条で電気導入を一層計画的にするという意味において府県知事と農林大臣が電気導入の計画を立てるといふことになつておられます。それによりましてこの必要な資金の融通ももつと計画的にしようといふ条文であります。資金の貸付につきましては、只今のところ小水力の発電だけに限つておるのであります。四條におきまして若干それが拡大されておるのであります。

ますと、発電施設になつております。揮毫を申し上げますと、火力も入ることになつております。それから送電、配電、それから需用者に対する負担金といふことにつきましては、従来は融通をしていなかつたのであります。最近この送電、発電にもいたすことになり、更にこの法律によりまして融通するといふことに事業の資金の目的が拡大することに相成つたのであります。第五條の「国の補助」であります。これは現在のところ開拓地につきまして国が助成をいたしておられます。従来どの程度助成をしておつたかといふことにつきましては資料の十七頁にございまして、昨年が一千七百四万円、本年が二千八百四万円といふことになつております。尤もこの開拓地の補助は、発電施設は含んでおられないのであります。法律ではその点が別に制限はしてございせんが、今までの国の補助は四條の二号、三号に考へてゐるのであります。その次に特に補足的に申し上げたいことは第九條でございまして、小水力発電いたしました場合に、この余剰電力を電気事業者に買つてもらふとか、或いは余剰ばかりでなくて、全部とにか一編電気事業者に買つてもらふ。それから配電を受けるといつたやうなことののために電気事業者といふ／＼折衝しなければならなかつたのであります。ところがその折衝につきましては従来特別の法規がございせんのであります。若干不備な点もあつたのであります。その点につきまして今回新しく規定が入りまして、電気導入につきまして発電施設を造るとか、或いは発

飼料需給安定法（昭和 年法律第 号）の規定による飼料の買入、売渡、保管又は検査に関する一切の歳入歳出は、当分の間本会計の所屬とする。この場合において、第二条、第三条、第六条第一項及び第六条ノ五中「食糧」とあるのは「食糧及飼料」と読み替へるものとする。

（農林省設置法の改正）
3 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよ

第三十四条第一項の表中

「中央作況決定審議会」

農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。

」を

「中央作況決定審議会」

農作物の作況決定に関する重要事項を調査審議すること。

飼料需給安定審議会

飼料需給安定法による飼料の需給及び価格の安定に関する重要事項を審議すること。

うに改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 飼料需給安定法（昭和 年法律第 号）に基き飼料需給計画を定めること。

第四条第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二 輸入飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。